

## 宅地建物取引業者営業保証金の取戻し手続きについて

- 関係条文等：宅地建物取引業法第30条  
：宅地建物取引業営業保証金規則第7条

① **官報に公告** ※官報掲載の方法については、(有)長崎県官報販売所に問い合わせてください。  
(長崎市出島町5-15 電話：095-822-1413)

② **官報に公告をした旨を遅滞なく県(知事)に届出**

- ・「営業保証金取戻し公告済届出書」(様式7号)を県の建築課に提出する。
- ※届出書に官報の写しを添付する。
- ※公告掲載日の翌日から6ヶ月間は債権者の申出期間である。

-----  
【6ヶ月経過後】県に債権の申出の有無を確認する。

○債権者の申出が(県に)なかった場合  
③ **債権の申出がなかった旨の証明書の交付を県(知事)に請求**

- ・「債権の額等の申出書の提出がなかった旨の証明書の交付請求書」(様式第8号)を県の建築課に提出する。
- ※請求書は2部提出する。
- ※印鑑登録証明書を1通添付する。
- ※2部のうち1部に長崎県収入証紙400円分(手数料)を貼付する。

④ **県(知事)が上記証明書を交付**

- ・県の建築課が「債権の額等の申出書の提出がなかった旨の証明書」を交付する。

○債権者の申出が(県に)あった場合  
③ **債権の総額に関する証明書等の交付を県(知事)に請求**

- ・「申出債権総額証明書交付請求書」(様式第9号)を県の建築課に提出する。
- ※請求書は2部提出する。
- ※印鑑登録証明書を1通添付する。
- ※2部のうち1部に長崎県収入証紙400円分(手数料)を貼付する。

④ **県(知事)が上記証明書を交付**

- ・県の建築課が「申出債権総額証明書」を交付する。

⑤ **供託を行った法務局に上記証明書を提出**

- 提出先 長崎市尾上町3-1  
長崎県建築課宅地指導班 宅建担当  
TEL 095-894-3094